

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日にA所在のB会社（以下「会社」という。）に塗装工として採用された。
- 2 請求人によると、平成○年○月○日、砂の運搬作業中に体調不良となったという。請求人は、同日、C病院に救急搬送され「熱中症」と診断された。また、請求人は、その時から腰が痛かったとして、同年○月○日に、同病院を受診し、「腰痛症」と診断された。
- 3 請求人が「腰痛症」は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分をした。請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をし、棄却されたことから、当審査会に再審査請求したが、当審査会は、平成○年○月○日付けでこれを棄却した（平成27年労第135号事件）。
- 4 本件は、その後、請求人が平成○年○月○日にD病院を受診し、「第3腰椎圧迫骨折」（以下「本件傷病」という。）が判明したとし、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、この処分を不服として審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成○年○月○日に会社に採用され、同年○月○日から作業を開始し、砂の運搬作業中、体調不良となり、同日、C病院に救急搬送され「熱中症」と診断された。請求人は、同日以降会社において仕事はしていないが、その時から腰が痛かったとして、同年○月○日に、同病院を受診し、「腰痛症」と診断された。

今般、請求人は、平成○年○月○日に同病院を受診し、本件傷病と診断されたことから、本件傷病は平成○年○月○日の業務により生じた旨主張している。

(2) 本件傷病について、E医師は、D病院宛ての平成○年○月○日付け診療情報提供書において、要旨、「平成○年○月○日施行のX Pで第3腰椎圧迫骨折を認めた。平成○年○月のMR Iでは認められないので、それ以降のものと考えられる。」と述べており、当医師の意見は医学的に妥当なものと認められる。

(3) したがって、当審査会としても、本件傷病が平成○年○月のMR Iでは認められていなかったことを踏まえると、決定書理由に説示のとおり、本件傷病は、平成○年○月○日の業務により生じたものではないと判断する。

(4) 以上のことから、請求人の本件傷病と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。

(5) なお、請求人のその余の主張についても改めて子細に検討したが、上記判断

を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。